

## 議案第21号

### 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターに承継させる権利を定めることについて

次のとおり地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第66条第1項の規定に基づき地方独立行政法人鳥取県産業技術センターに承継させる権利を定めるため、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第9条の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年11月27日

鳥取県知事 片山善博

#### 1 承継させる権利（所有権）に係る財産の内容

種類	所在地	数量
土地（鳥取）	鳥取市若葉台南七丁目1番1、1番2	20,074.79平方メートル
土地（米子）	米子市日下字堂平影1239番、字堂平日南1247番、字坂前1477番1	55,193.11平方メートル
土地（境港）	境港市中野町字下荒蒔2032番3	2,111.59平方メートル
鳥取県産業技術センター鳥取庁舎エントランス棟	鳥取市若葉台南七丁目1番1、1番2	234.17平方メートル

建	鳥取県産業技術センター鳥取庁舎企画管理棟	鳥取市若葉台南七丁目1番1	2,062.62平方メートル
	鳥取県産業技術センター鳥取庁舎研究棟	鳥取市若葉台南七丁目1番1	3,455.38平方メートル
	鳥取県産業技術センター鳥取庁舎実験棟1	鳥取市若葉台南七丁目1番1	1,428.20平方メートル
	鳥取県産業技術センター鳥取庁舎実験棟2	鳥取市若葉台南七丁目1番1	947.38平方メートル
	鳥取県産業技術センター鳥取庁舎車庫棟	鳥取市若葉台南七丁目1番1	110.96平方メートル
	鳥取県産業技術センター鳥取庁舎回廊	鳥取市若葉台南七丁目1番1、1番2	195.72平方メートル
	鳥取県産業技術センター鳥取庁舎ガス保管庫・自転車小屋	鳥取市若葉台南七丁目1番1	32.36平方メートル
	鳥取県産業技術センター鳥取庁舎薬品庫	鳥取市若葉台南七丁目1番1	20.44平方メートル
	鳥取県産業技術センター機械素材研究所本館	米子市日下字堂平日南1247番、字堂平影1239番	11,313.21平方メートル
	鳥取県産業技術センター機械素材研究所機械室	米子市日下字坂前1477番1	140.00平方メートル
	鳥取県産業技術センター機械素材研究所排水処理棟	米子市日下字堂平日南1247番	100.00平方メートル
鳥取県産業技術センター食品開発研究所本館	境港市中野町字下荒蒔2032番3、2032番1	1,599.83平方メートル	

物	鳥取県産業技術センター食品開発研究所実験棟	境港市中野町字下荒蒔 2032番3、2032 番1	288.82平方メートル
	鳥取県産業技術センター食品開発研究所車庫	境港市中野町字下荒蒔 2032番1	36.58平方メートル
	鳥取県産業技術センター食品開発研究所危険物倉庫	境港市中野町字下荒蒔 2032番1	11.72平方メートル
	鳥取県産業技術センター食品開発研究所自転車置場	境港市中野町字下荒蒔 2032番3	21.10平方メートル
	鳥取県産業技術センター食品開発研究所ポンプ室	境港市中野町字下荒蒔 2032番1	12.94平方メートル
	鳥取県産業技術センター食品開発研究所特殊ガスボンベ庫	境港市中野町字下荒蒔 2032番1	6.79平方メートル

## 2 承継させる相手方

鳥取市若葉台南七丁目1番1号

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（仮称）

## 3 承継させる日

平成19年4月1日（予定）

## 4 承継させる目的

鳥取県産業技術センターを地方独立行政法人化することに伴い、法人の財産的基礎として出資するため。